

第3回

芽室町農業委員会総会議事録

令和 5年 9月28日 開会

芽室町農業委員会

●日時

令和 5年 9月28日(木) 15時30分～16時21分

●場所

芽室町役場 2階 会議室7・8

●議事日程

- 日程第1 議事録署名委員の指名
- 日程第2 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件
- 日程第3 報告第2号 農地法第5条の規定による許可報告の件
- 日程第4 報告第3号 農地等一時転用許可に係る復元状況調査報告の件
- 日程第5 報告第4号 農地等移動適正化あっせん報告の件
- 日程第6 報告第5号 北海道指導農業士認定候補者推薦にかかる賛同報告の件
- 日程第7 議案第1号 農地法第3条の規定による許可の件
- 日程第8 議案第2号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第3条第2項の規定による農用地買入協議要請の件
- 日程第9 議案第3号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条の規定による農用地利用集積計画決定の件
- 日程第10 議案第4号 現況証明願いの件

●出席委員

1番 島部 亨	2番 平林 浩哉	3番 中捨 雅裕	4番 嶋崎 敏文
5番 野澤 修治	6番 盛田 義政	7番 山川 直孝	8番 小林 幸雄
9番 土屋 克彦	10番 松久 和明	11番 珠玖 春美	12番 鳥本 和則
13番 高橋 仁	14番 栗野 秀明	15番 廣江 英幸	16番 道下 勇治
17番 横溝 勲			

●欠席委員

●委員会に参加した者

事務局長 藤野 元成 事務局次長(兼)農地振興係長 土田 雅敏
農地振興係主事 佐伯 雛

●議事録署名委員

7番 山川 直孝 8番 小林 幸雄

(15時30分 開会)

●日程第1 議事録署名委員の指名

○議長（島部会長） 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。それでは、芽室町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員に、7番 山川委員、8番 小林委員を指名します。以上で日程第1を終わります。

●日程第2 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件

○議長（島部会長） 次に、日程第2 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件を議題といたします。それでは番号1番から番号3番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件。次の者から農地法第3条の3第1項の規定による届出を受理したので報告する。

【番号1番】土地の所在は、芽室町東芽室南3線外合計3筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積38,837㎡です。本申請は、相続による所有権移転のために届出されたものです。

【番号2番】土地の所在は、芽室町東芽室基線外合計12筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積88,297㎡です。本申請は、相続による所有権移転のため、届出されたものです。

【番号3番】土地の所在は、芽室町平和西13線外合計7筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積96,619㎡です。本申請は、相続による所有権移転のため、届出されたものです。

○議長（島部会長） ただ今の報告第1号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 特に発言がないようですので、以上で報告第1号を終わります。

●日程第3 報告第2号 農地法第5条の規定による許可報告の件

○議長（島部会長） 次に、日程第3 報告第2号 農地法第5条の規定による許可報告の件を議題といたします。それでは番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 報告第2号 農地法第5条の規定による許可報告の件。次の件について、許可したので報告する。

【番号1番】貸人の土地の所在は、芽室町北芽室北4線外合計2筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積17,932㎡です。本申請は、砂利採取及び基盤整備（一時転用）のため、申請されたものです。令和5年8月28日付で許可しています。

○議長（島部会長） ただ今の報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 特に発言がないようですので、以上で報告第2号を終わります。

●日程第4 報告第3号 農地等一時転用許可に係る復元状況調査報告の件

○議長（島部会長） 次に、日程第4 報告第3号 農地等一時転用許可に係る復元状況調査報告の件を議題とします。それでは、平林現地調査委員長より復元状況調査の結果について報告をお願いします。

○2番（平林委員） 2番平林です。9月19日の13時30分より役場庁舎2階会議室8で現地調査委員会を開催しました。現地調査委員は、島部委員、小林委員、嶋崎委員、そして私平林、事務局から藤野局長、佐伯主事が出席しています。当日は、調査内容の説明を受けた後、現地調査へ向かい、各現地では地元委員の説明を受け、調査を行いました。番号1番の砂利採取及び基盤整備について、農地として復元できていることを確認しました。詳細については、議案書をご覧ください。

○議長（島部会長） ただ今、平林現地調査委員長より報告がありました報告第3号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 特に発言がないようですので、以上で報告第3号を終わります。

●日程第5 報告第4号 農地等移動適正化あっせん報告の件

○議長（島部会長） 次に、日程第5 報告第4号 農地等移動適正化あっせん報告の件を議題といたします。

○議長（島部会長） それでは、横溝あっせん委員長より、あっせんの結果について報告をお願いします。

○17番（横溝委員） 17番横溝です。9月20日にあっせん委員会を開催しました。あっせん委員に、島部委員、盛田委員、山川委員、鳥本委員、そして私横溝、事務局から藤野局長、土田次長が出席しています。当日は、9時00分より役場庁舎2階会議室7において、事前の協議会を開催し、申出状況等の説明を受けました。その後、現地調査を行い、13時30分よりあっせん委員会を開催しました。あっせんの結果、番号2番、3番、5番、6番、9番、10番、11番、12番、16番、17番はあっせん成立、番号1番、4番、7番、8番、13番、14番、15番については売買を申し出されていましたが、資金調達に時間を要するため、あっせん不成立となりました。あっせん内容の詳細については、総会議案をご覧ください。

○議長（島部会長） ただ今、横溝あっせん委員長より説明のありました報告第4号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 特に発言がないようですので、以上で報告第4号を終わります。

●日程第6 報告第5号 北海道指導農業士認定候補者推薦に係る賛同報告の件

○議長（島部会長） 次に、日程第6 報告第5号 北海道指導農業士認定候補者推薦に係る賛同報告の件を議題とします。それでは、報告内容について事務局より、議案の説明をお願いします。

す。

○事務局（土田） 報告第5号 北海道指導農業士認定候補者推薦に係る賛同報告の件。芽室町から、北海道指導農業士及び北海道農業士の認定候補者を推薦するにあたり、当委員会に賛同を求められたので、芽室町農業委員会会長専決規程第2条第5号の規定に基づき、別紙記載の認定候補者の推薦に賛同したので報告する。

北海道が任命する指導農業士については、市町村長の推薦により、北海道において審議会で審議し、決定されます。その中で、市町村長が推薦するにあたり、地元農業委員会会長ならびに地元農業協同組合会長や代表者の賛同をいただき、推薦することとなっており、今回2名の候補者の推薦について、芽室町から農業委員会あてに賛同の申し出があったものです。

説明のとおり、会長と相談し、芽室町農業委員会会長専決規程により推薦をしています。2名の候補者の推薦理由ならびに芽室町での今後の役割については、議案書のとおりです。

○議長（島部会長） ただ今の報告第5号について、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） よろしいですか。以上で質疑を終わります。特に発言がないようですので、以上で報告第5号を終わります。

●日程第7 議案第1号 農地法第3条の規定による許可の件

○議長（島部会長） 次に、日程第7 議案第1号 農地法第3条の規定による許可の件を議題といたします。それでは、番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第1号 農地法第3条の規定による許可の件。次の者から農地法第3条の規定による許可申請があったので審議を求めます。

【番号1番】土地の所在は、芽室町芽室南5線、公簿・現況地目とも畑、合計面積は1,949㎡です。本申請は、売買の申請です。詳細については、議案書をご覧ください。

○議長（島部会長） ただ今の事務局の説明に関連して担当委員であります、小林委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○議長（島部会長） ここで、暫時休憩といたします。

15時44分 休憩

15時47分 再開

○8番（小林委員） 8番小林です。土地の所在は、芽室町芽室南5線の高岩地区です。譲受人は周辺地域からの理解もあり、また営農について問題のない案件と思われま。

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号1番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて採決を行います。番号1番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号1番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号2番について事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田）

【番号2番】土地の所在は、芽室町中美生1線外合計2筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積は344㎡です。本申請は、売買の申請です。詳細については、議案書をご覧ください。

○議長（島部会長） ただ今の事務局の説明に関連して担当委員であります盛田委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○6番（盛田委員） 6番盛田です。20日に現地調査を行いました。所在は、芽室町中美生1線で、譲受人は長年耕作されているので、問題のない案件と思われま

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号2番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて採決を行います。番号2番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号2番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に番号3番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田）

【番号3番】土地の所在は、芽室町中美生6線、公簿・現況地目とも畑、面積は716㎡です。本申請は、売買の申請です。詳細については、議案書をご覧ください。

○議長（島部会長） ただ今の事務局の説明に関連して担当委員であります盛田委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○6番（盛田委員） 6番盛田です。20日に現地調査を行いました。所在は、芽室町中美生6線で、自宅から南へ1kmの農地です。譲受人は長年耕作されているので、問題のない案件と思われま

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号3番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて採決を行います。番号3番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号3番については、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に番号4番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田）

【番号4番】土地の所在は、芽室町中伏古3線、公簿・現況地目とも畑、面積は248㎡です。本申請は、売買の申請です。詳細については、議案書をご覧ください。

○議長（島部会長） ただ今の事務局の説明に関連して担当委員であります中捨委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○3番（中捨委員） 3番中捨です。19日に現地調査を行いました。譲受人は、22年営農しており、周囲の理解もあるため、問題のない案件と思われれます。

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号4番について、ご意見・ご質問はありますか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて採決を行います。番号4番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号4番については、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に番号5番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田）

【番号5番】土地の所在は、芽室町北伏古東17線、公簿・現況地目とも畑、面積は24,933㎡です。本申請は、売買の申請です。詳細については、議案書をご覧ください。

○議長（島部会長） ただ今の事務局の説明に関連して担当委員であります野澤委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○5番（野澤委員） 5番野澤です。先日、現地調査を行いました。所在地は、白樺高校から南へ3kmにある農地です。譲受人は、23年営農を行っており、周辺地域からの理解もあるため、問題のない案件と思われれます。

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号5番について、ご意見・ご質問はありますか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて採決を行います。番号5番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号5番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に番号6番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田）

【番号6番】土地の所在は、芽室町上伏古12線、公簿・現況地目とも畑、面積は29,696㎡です。本申請は、賃貸借（10年）の申請です。詳細については、議案書をご覧ください。

○事務局（島部会長） ただ今の事務局の説明に関連して担当委員であります鳥本委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○12番（鳥本委員） 12番鳥本です。先日、現地確認を行いました。所在地は、芽室斎場より南へ500m、西へ800mの農地です。譲受人は、17年営農しており、またJA青年部長も務めているため、問題のない案件と思われれます。

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号6番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて採決を行います。番号6番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号6番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 以上で、議案第1号を終わります。

●日程第8 議案第2号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第3条第2項の規定による農用地買入協議要請の件

○議長（島部会長） 次に、日程第8 議案第2号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第3条第2項の規定による農用地買入協議要請の件を議題とします。それでは、番号1番から番号4番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第2号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第3条第2項の規定による農用地買入協議要請の件。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第3条第2項の規定に基づき、次の農用地について、公益財団法人北海道農業公社による買入が必要と認められるので、芽室町に対し買入協議を行うよう要請することについて審議を求めます。

【番号1番】土地の所在は、芽室町祥栄北7線外合計6筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積は76,658㎡です。

【番号2番】土地の所在は、芽室町坂の上9線外合計2筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積は49,335㎡です。

【番号3番】土地の所在は、芽室町坂の上9線外合計4筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積は67,550㎡です。

【番号4番】土地の所在は、芽室町中美生1線外合計7筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積は137,120㎡です。

○議長（島部会長） 次に、横溝あっせん委員長より経過について、説明願います。

○17番（横溝委員） 17番横溝です。9月20日にあっせん委員会を開催しました。あっせん委員に、島部委員、盛田委員、山川委員、鳥本委員、そして私横溝、事務局から藤野局長、土田次長が出席しています。当日は、9時00分より役場庁舎2階会議室7において、事前の協議会を開催し、申出状況等の説明を受けました。番号1番から番号4番について協議の結果、資金調達等に時間を要するため、あっせん不成立となり、公益財団法人北海道農業公社による買入が必要となりました。

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号1番から番号4番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、番号1番について、原案のとおり決定いたします。
○議長（島部会長） 次に、番号2番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、番号2番について、原案のとおり決定いたします。
○議長（島部会長） 次に、番号3番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、番号3番について、原案のとおり決定いたします。
○議長（島部会長） 次に、番号4番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、番号4番について、原案のとおり決定いたします。
○議長（島部会長） 以上で、議案第2号を終わります。

●日程第9 議案第3号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定による農用地利用集積計画決定の件

○議長（島部会長） 次に、日程第9 議案第3号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定による農用地利用集積計画決定の件を議題とします。それでは、整理番号24番から整理番号33番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第3号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定による農用地利用集積計画決定の件。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定により、芽室町より決定を求められた次の農用地利用集積計画について、議決を求める。

【整理番号24番】土地の所在は、芽室町北芽室北2線外合計6筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積20,360㎡を売買するものです。

【整理番号25番】土地の所在は、芽室町北芽室北3線外合計5筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積65,343㎡を売買するものです。

【整理番号26番】土地の所在は、芽室町坂の上10線外合計2筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積49,189㎡を売買するものです。

【整理番号27番】土地の所在は、芽室町坂の上9線、公簿・現況地目とも畑、面積49,199㎡を賃貸借するものです。

【整理番号28番】土地の所在は、芽室町坂の上10線外合計6筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積89,247㎡を売買するものです。

【整理番号29番】土地の所在は、芽室町坂の上10線外合計2筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積32,699㎡を売買するものです。

【整理番号30番】土地の所在は、芽室町坂の上8線、公簿・現況地目とも畑、面積24,527㎡を売買するものです。

【整理番号31番】土地の所在は、芽室町坂の上10線、公簿・現況地目とも畑、面積9,051㎡を賃貸借するものです。

【整理番号32番】土地の所在は、芽室町中美生3線外合計3筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積58,291㎡を売買するものです。

【整理番号33番】土地の所在は、芽室町中美生3線外合計2筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積34,684㎡を売買するものです。

○議長（島部会長） これより、質疑を行います。整理番号24番から整理番号33番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて、番号順に採決を行います。それでは、最初に整理番号24番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号24番については原案のとおり決定します。

○議長（島部会長） 次に、整理番号25番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号25番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、整理番号26番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号26番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、整理番号27番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号27番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、整理番号28番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号28番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、整理番号29番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号29番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、整理番号30番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号30番について、原案のとおり決定いたします。
○議長（島部会長） 次に、整理番号31番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号31番について、原案のとおり決定いたします。
○議長（島部会長） 次に、整理番号32番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号32番について、原案のとおり決定いたします。
○議長（島部会長） 次に、整理番号33番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号33番について、原案のとおり決定いたします。
○議長（島部会長） 以上で議案第3号を終わります。

●日程第10 議案第4号 現況証明願いの件

○議長（島部会長） 次に、日程第10 議案第4号 現況証明願いの件を議題とします。それでは、番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（佐伯） 議案第4号 現況証明願いの件。次の者から現況証明願があったので審議を求める。

【番号1番】土地の所在は、芽室町西2条南2丁目、公簿地目は畑、面積は446㎡です。本申請は、所有者から委任を受けた申請者が、登記地目変更のため申請されたものです。詳細については、議案書をご覧ください。

○議長（島部会長） 次に、平林現地調査委員長から現地調査の結果を報告願います。

○2番（平林委員） 2番平林。9月19日の13時30分より役場庁舎2階会議室8で現地調査委員会を開催しました。現地調査委員は、島部委員、小林委員、嶋崎委員、そして私平林、事務局から藤野局長、佐伯主事が出席しています。当日は、事務局より願い出の概要、担当委員からの補足説明があった後、現地調査を行いました。現地調査の結果、「農地・採草放牧地以外」と判断しましたので報告します。

○議長（島部会長） これより、質疑に入ります。番号1番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて、採決を行います。番号1番について、現地調査委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、番号1番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 以上で、議案第4号を終わります。

○議長（島部会長） 以上をもちまして、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。

【なし・・・との声】

よろしいでしょうか。それでは以上をもちまして、芽室町農業委員会第3回総会を閉会いたします。

（16時21分 閉会）

以上、農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、ここに署名する。

令和 5年 9月28日

議 長（農業委員会会長）

会 議 録 署 名 委 員

会 議 録 署 名 委 員